

水道施設台帳電子システム整備基準の改正について

令和8年4月

水道課計画係

1. 水道施設台帳電子システム整備基準の改正について

伊丹市上下水道局では、令和8年4月より伊丹市水道施設台帳電子システム運用事務取扱要領を廃止するとともに、水道施設台帳電子システム整備基準の改正及び名称の変更を行いました。主な改正内容は、次の各号に示す通りです。なお、誤字脱字又は字句の表現の修正等、軽微な修正については、本件に記載しておりませんので、適宜、改正後の基準をご確認ください。

2. 主な改正内容

① 第2章 マッピングシステムへの登録手法

(1) 2-1. マッピングシステムへの登録手法について (p.10)

- ・ 登録時及び修正時等の標準的な手続きについて追記

(2) 2-6. 工事種別の項目等 (p.21 ~ p.22)

- ・ 工事種別の項目等について修正

② 第4章 修繕概要シートの作成及び登録

(1) 4-4. 登録方法 (p.33)

- ・ 修繕概要シートの登録方法について追記

③ 第5章 水管橋等における表示方法の設定

(1) 5-2. 適用範囲 (p.36)

- ・ 埋設状況について修正

(2) 5-3. 整備マニュアル 1) 水管橋等 — 水管橋及び橋梁添架管 (p.37 ~ p.39)

- ・ 塗装仕様及び継手の登録内容について記載

(3) 5-3. 整備マニュアル 8) 埋設部 — 深層埋設 (p.51)

- ・ 名称（下越し）について変更